

ご存知
ですか?

住民窓口 事務のご案内

①住所に変更があった時などは？

※届出人の本人確認のため、運転免許証・パスポート等、顔写真つきの証明書をご持参ください。

届出の種類	ど ん な 時？	いつ？（期限）	必 要 な も の
転 居 届	町内で住所を移した時	引っ越した日から14日以内	届出人印鑑・健康保険証・乳幼児・後期高齢者医療被保険者証・年金手帳・介護保険被保険証・住民基本台帳カード（交付してる場合）など
転 出 届	町外へ住所を異動する時	新住所に引っ越しする予定の2週間前から	届出人印鑑・健康保険証・乳幼児・後期高齢者医療被保険者証・印鑑登録証・介護保険被保険証・住民基本台帳カード（交付してる場合）など
世帯変更届	世帯を分けたり、世帯主を変更する時など	変更のあった日から14日以内	届出人印鑑・健康保険証・乳幼児・後期高齢者医療被保険者証など
転 入 届	別海町へ引っ越して来た時	住み始めてから14日以内	前住地の市区町村が発行する転出証明書・届出人印鑑・年金手帳・住民基本台帳カード（交付してる場合）

ご注意 ☆窓口を持参するものの中で、健康保険証・年金手帳・後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険証は、加入者または該当者のみ必要です。

☆学生の方でも転出届は必要です。学生だから別海町から他市町村に移り住んでも親元に住所をそのままにしておいて良いということはありません。

☆外国人の方でも上記届出は必要です。

☆正当な理由がなくて届出をしない方は過料に処せられることがあります。

②住民票・戸籍の事項証明書・身分証明書・印鑑証明書の交付方法は？

	交付する場所	必要なもの	申請時の記入・必要事項	代理でこられる方へ
住 民 票	本庁、支所、連絡事務所のどこでも、町内全域の方のものを交付します	窓口に来る方の本人確認ができる運転免許証・パスポート・写真入りの住民基本台帳カードなど 同居の家族以外が申請する場合は、委任状が必要となります	①窓口に来る方の住所・氏名 ②住民票の交付を受けられる方の住所・氏名・世帯主氏名 ③住民票の使用目的 ※使用目的に応じ、プライバシーを守るため、一部記載の事項を省略し交付しております	特に代理で来る方は、必ず左記の事項を十分に確認された上で窓口においてください
戸 籍 の 事項証明等	本庁、支所、連絡事務所のどこでも、別海町に本籍を有する方のものを、交付します	窓口に来る方の本人確認ができる運転免許証・パスポート・写真入りの住民基本台帳カードなど	①窓口に来る方の住所・氏名・生年月日 ②交付を受けられる方の氏名・本籍地番・筆頭者氏名 ③全部事項か個人事項の別 ④使用目的	使用目的・本籍地番・筆頭者・住所等不明の場合は、交付することができません
身分証明書	本庁、支所で別海町に本籍を有する方の証明書を交付します	本人・直系の親族以外の方は委任状が必要となります	戸籍の事項証明書等の①②と同様です	
印鑑証明書	本庁、支所、連絡事務所のどこでも、町内全域の登録者のものを交付します	印鑑登録証	①登録している方の住所・氏名等 ②窓口に来る方の住所・氏名	登録証を必ず持参ください本人でも登録証を持参しなければ（登録印鑑を持参しても）交付することはできません

ご注意 戸籍の事項証明書・身分証明書は別海町に本籍がない方は交付できません。

別海町に本籍がない方は、本籍地の市区町村役場に直接または郵便で申請してください。

③住民基本台帳カードの交付方法は？

	交付する場所	必要なもの	申請時の記入・必要事項	代理でこられる方へ
住民 基本台帳 カード	本庁のみ	窓口に来る方の本人 確認ができる運転免 許証・パスポートなど 写真入りの住民基本 台帳カードを希望さ れる方は顔写真 (写真は窓口で撮影 することもできます)	①申請者の住所・氏名・ 生年月日・性別 ②電話番号(任意) ③希望するカード種別	指定様式の委任状が必要で す 即日の発行はできません

問合せ／戸籍年金担当(内線1222～1226)

国民年金 後納制度に ついて

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。

また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。

過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

なお、後納制度が利用できる期限は平成27年9月30日までとなっています。お早めに申込みください。

後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください

すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年4月以降分の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限(平成26年3月31日)までに納付をお願いします。

なお、使用期限までに納付できなかった方が、平成26年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にご連絡ください。

【ご注意】平成16年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため平成26年4月以降は納付できません。

後納制度の申込み・納付書の再発行のお問合せは

国民年金保険料専用ダイヤル(ナビダイヤル) **0570-011-050**

050から始まる電話でおかけになる場合は **03-6731-2015**

＜受付時間＞ 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00



※お問合せの際は基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の電話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

問合せ／戸籍年金担当(内線1225)



お持ちのパスポートの 氏名・本籍に変更のあった方へ

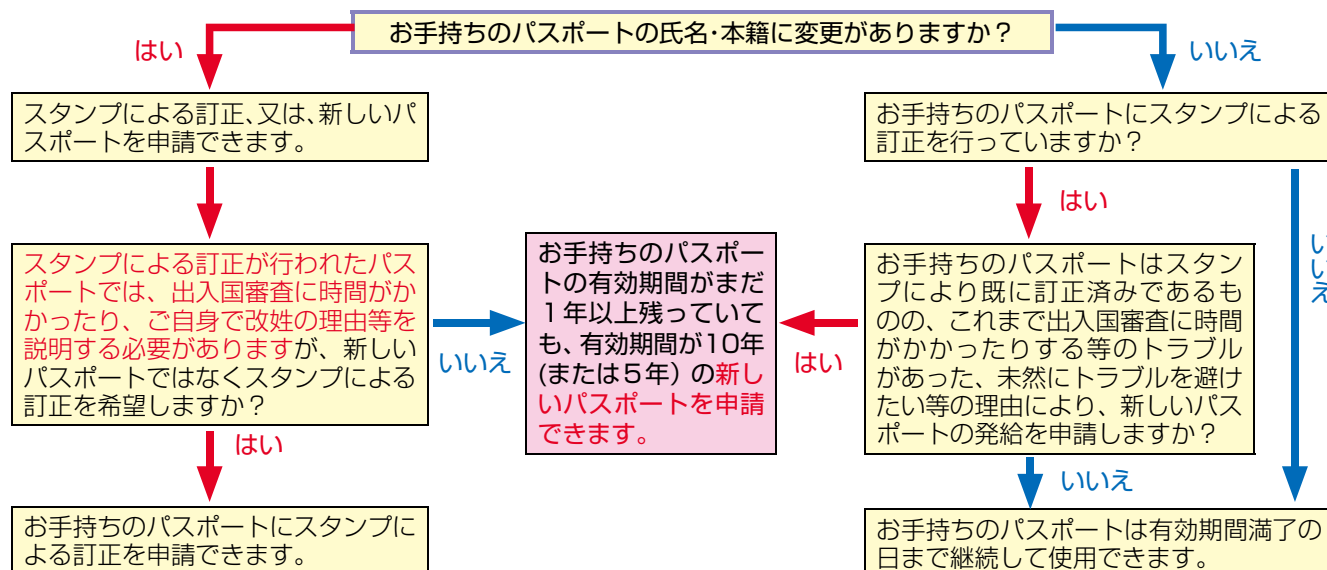
平成26年3月20日以降、「記載事項の訂正」が廃止されます

パスポートの身分事項に変更があったときには、原則として新たなパスポートを申請いただく必要があります。変更事項が氏名や本籍の都道府県名である場合には、現在は「記載事項の訂正」（スタンプとタイプ印字による訂正）を行うことも可能ですが、旅券法の一部改正に伴い「記載事項の訂正」の制度が廃止され、平成26年3月20日(木)からは「記載事項変更旅券」という新たな方式のパスポートの発給が開始されます。

注意点

記載事項変更旅券の発給が開始される平成26年3月20日の前日までは、引き続きスタンプによる訂正を行うことができますが、渡航先の国によっては出入国時のトラブルや、滞在中の様々な手続きに支障が生じるおそれ等も考えられることから、できるだけ新しいパスポート（10年または5年）の申請をされることをお勧めします。なお、既にスタンプにより訂正された旅券をお持ちの方も、新しいパスポート（10年または5年）を申請することができます。

●平成26年3月20日までは以下のとおりとなります



●パスポートの氏名・本籍に変更があった場合の申請別比較

	新規パスポートへの切替え	記載事項変更旅券	記載事項の訂正
現在有効なパスポート	返納後に失効し、新しい旅券になります		返納いただくず、旅券も変わりません
所持人自署（サイン）	新しくなります		訂正前と変わりません
顔 写 真			
ICチップ内のデータ			
旅 券 番 号			
手 数 料	10年用 16,000円 5年用 11,000円 子供用 6,000円	6,000円	900円
有 効 期 間	発行日から 10年間または5年間	発行日から返納 頂いたパスポートの 有効期間満了日まで	有効期間満了日まで
申請から受取までの期間	約2週間		

問合せ／戸籍年金担当（内線1222～1226）